

公立丹南病院組合職員の分限に関する手続および効果に関する条例

〔 令和2年2月14日
条 例 第 3 号 〕

地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条第3項の規定に基づく職員の分限に関する手続および効果に関しては、事務所所在の市町の職員の例による。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。